

大川市自殺対策実施計画

(令和2年度～令和11年度)



いのち支える

大 川 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 自殺の現状と課題	2～12
1 統計データからみる本市の現状	
2 アンケート調査からみる本市の現状	
3 現状からみえる課題	
第3章 自殺対策の基本的な考え方	13～16
1 基本理念	
2 基本認識	
3 基本方針	
4 数値目標	
5 施策体系	
第4章 自殺対策における取組	17～27
1 基本施策	
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	
基本施策3 住民への啓発と周知	
基本施策4 生きることの促進要因への支援	
基本施策5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	
2 基本施策の評価指標	
第5章 推進体制及び相談窓口	28
1 協働による計画推進	
2 計画の評価・見直し	
3 相談窓口一覧	
参考資料	31

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の自殺者数は平成10年以降、平成23年度まで14年連続で3万人を超える状態が続いていました。こうした中、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、翌年「自殺総合対策大綱」が策定されました。それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。

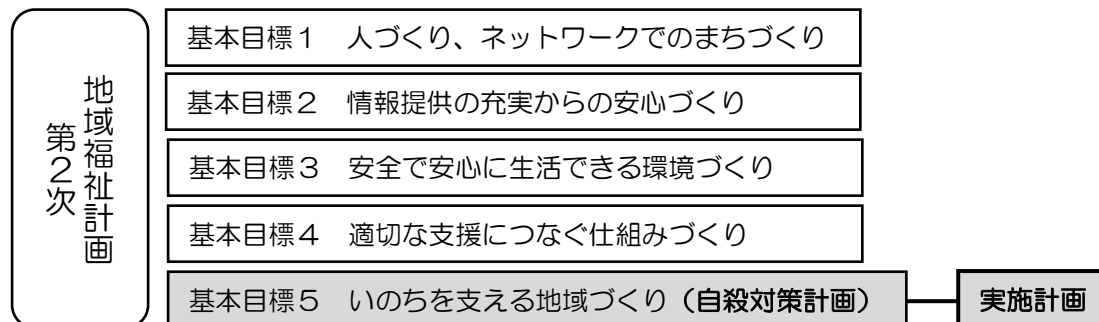
平成29年の自殺総合対策大綱の改正では、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げ、誰もが必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村は地域の実情に応じた自殺対策の施策に関する計画を策定することとされました。

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、年間自殺者数は減少傾向にあるものの、いまだに自殺者は交通事故による死亡者数を上回っています。大川市においても、自ら尊い命を絶つという状況が依然として続いていることから、さらなる自殺対策の推進が必要となっています。

このような状況に鑑み、国の定める「自殺総合対策大綱」及び「福岡県自殺対策計画」を踏まえ、支援体制及び関連施策の連動、地域レベルでの取組の強化と効果的な自殺対策を推進するために、「大川市自殺対策実施計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次大川市地域福祉計画」中の【基本目標5 いのちを支える地域づくり（自殺対策計画）】に記載された内容に、自殺対策の基本的な考え方や目標、関連事業、統計データ等の資料を補足し、実施計画としてまとめたものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「第2次大川市地域福祉計画（自殺対策計画）」で定めている「令和2年（2020年）度から令和11年（2029年）度」までの10年間です。

第2章 自殺の現状と課題

1 統計データからみる本市の現状

(1) 自殺者数等の推移

平成26年から令和元年までの大川市の自殺者数は、最も少なかったのが平成30年の1人、最も多かったのが平成28年の8人となっています。

人口10万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）は、平成26年以降、全国・福岡県ともに減少傾向にあります。

本市の自殺死亡率の推移を見ると、平成26年から令和元年までの6年間の平均は14.5で国県に比べ若干低い傾向にありますが、年ごとの変動が大きく、全国や福岡県の数値を上回ることがあります。

■ 自殺者数の推移

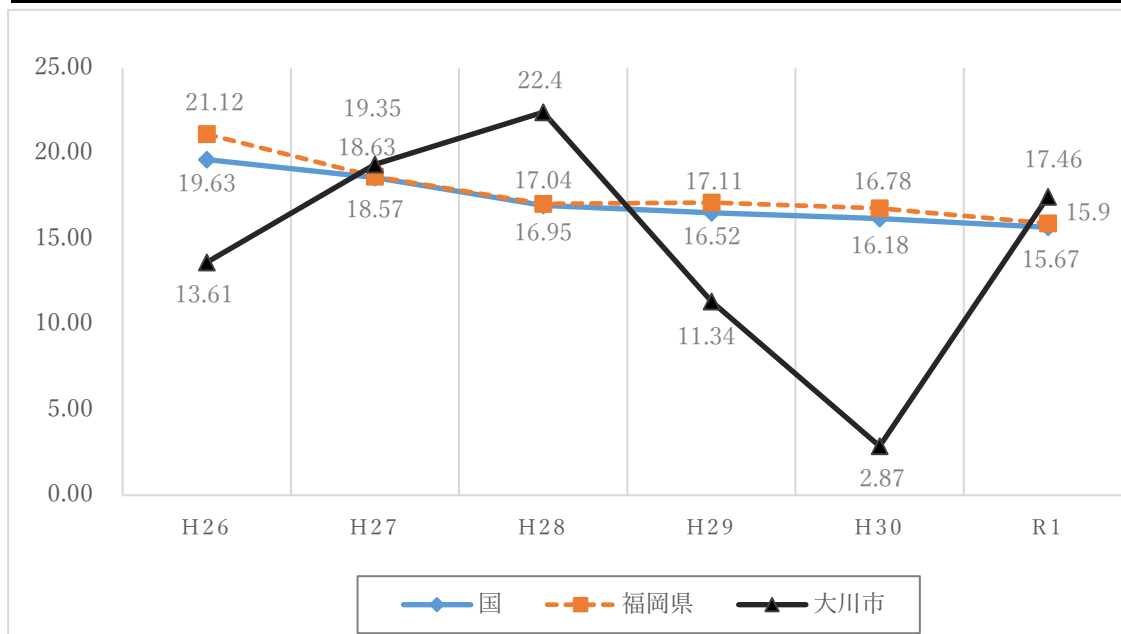
（単位：人）

年 区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1
自殺者数	国	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974
	県	1,081	954	873	877	861	816
	市	5	7	8	4	1	6

■ 自殺死亡率の推移

※自殺死亡率は、自殺者数を10万人当たりに換算したものです。

年 区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1
自殺死亡率 (計)	国	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67
	県	21.12	18.63	17.04	17.11	16.78	15.9
	市	13.61	19.35	22.40	11.34	2.87	17.46



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

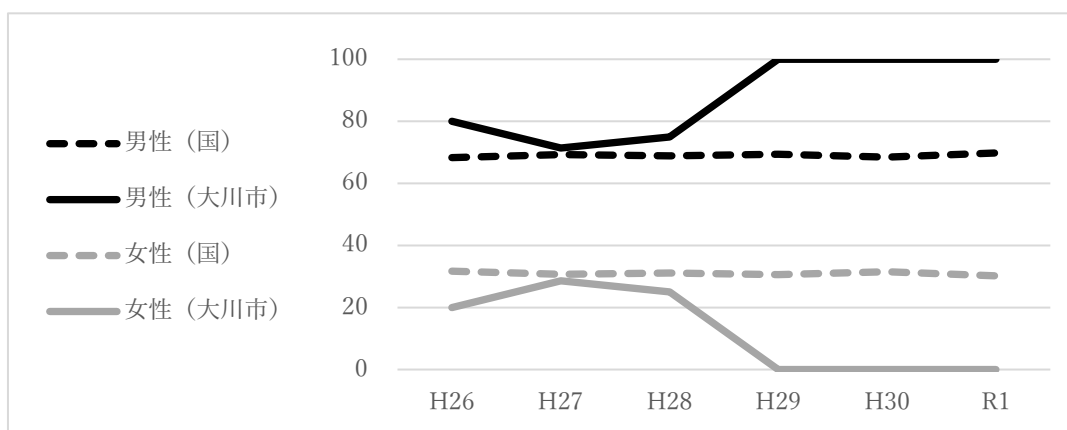
(2) 男女別自殺者の状況

平成26年から令和元年までの大川市の自殺死亡者構成割合の推移を男女別にみると、6ヶ年平均では男性87.7%、女性12.3%となっており、全国の性別構成割合の平均値、男性69.0%、女性31.0%に比べると、女性の割合は低く男性の割合が高い傾向にあります。

■自殺者の性別構成割合の推移

(単位：%)

年 区分			H26	H27	H28	H29	H30	R1	6ヶ年平均
自殺死亡者 構成割合	男	国	68.3	69.3	68.9	69.4	68.5	69.8	69.0
		市	80.0	71.4	75.0	100.0	100.0	100.0	87.7
	女	国	31.7	30.7	31.1	30.6	31.5	30.2	31.0
		市	20.0	28.6	25.0	0.0	0.0	0.0	12.3



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別自殺者の状況

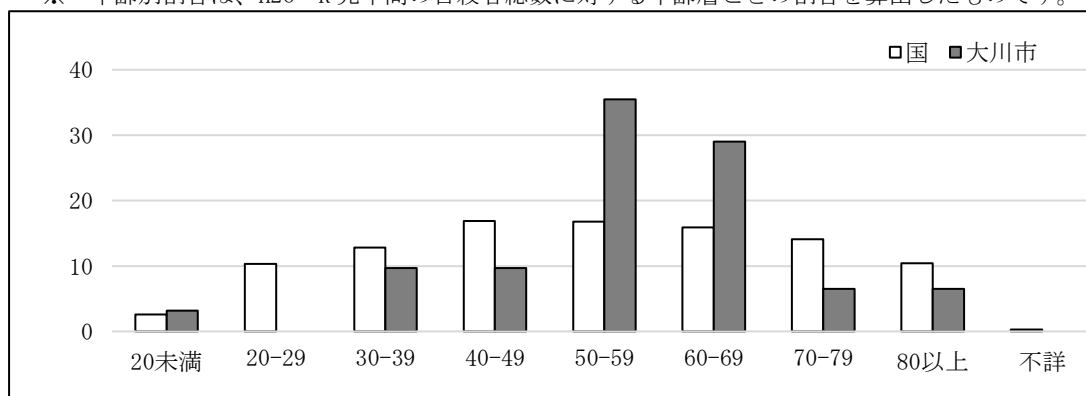
平成26年から令和元年までの自殺者の年代別割合を国と比較すると、50代が35.5%、60代が29.0%と高く、国の値を上回っています。

■自殺者の年齢別割合(6ヶ年平均)

(単位：%)

年齢 区分		20 未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80 以上	不詳
年齢別 割合	国	2.6	10.3	12.8	16.9	16.8	15.9	14.1	10.4	0.3
	市	3.2	0.0	9.7	9.7	35.5	29.0	6.5	6.5	0.0

※ 年齢別割合は、H26～R元年間の自殺者総数に対する年齢層ごとの割合を算出したものです。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 職業別自殺者の状況

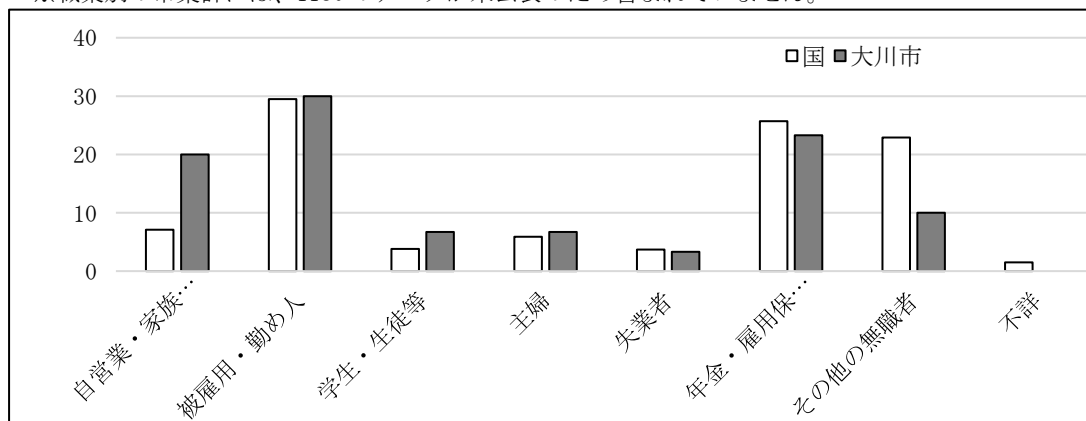
平成26年から令和元年までの自殺者の割合をみると、有職者（自営業・家族従業者、被雇用・勤め人）が50.0%となっており、国の有職者割合36.6%と比べて多い傾向がみられます。また、職業別にみると「被雇用・勤め人」が30.0%と最も高く、次いで「年金・雇用保険等」が23.3%となっています。

■自殺者の職業別割合(6ヶ年平均)

(単位：%)

職業 区分		自営業・ 家族 従業者	被雇用・ 勤め人	学生・ 生徒等	主婦	失業者	年金・雇 用保険等	その他 の無職者	不詳
職業別 割合	国	7.1	29.5	3.8	5.9	3.7	25.7	22.9	1.5
	市	20.0	30.0	6.7	6.7	3.3	23.3	10.0	0.0

※職業別の市集計には、H30のデータが未公表のため含まれていません。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

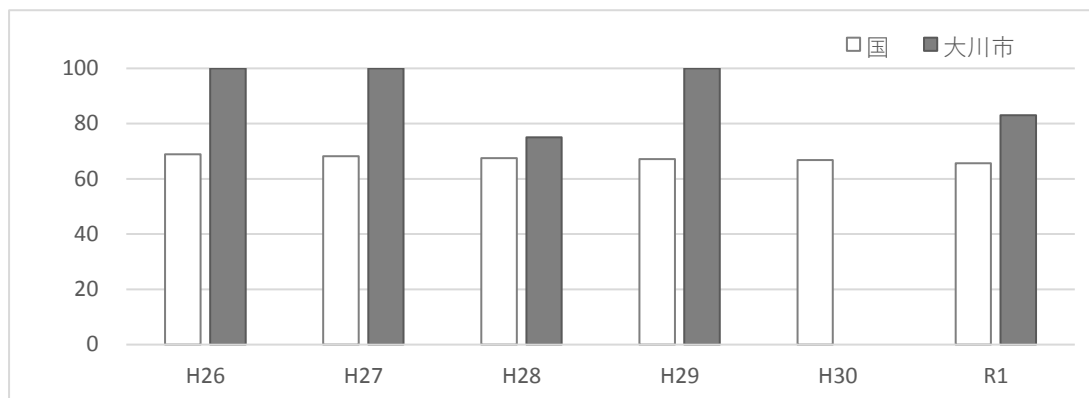
(5) 自殺者の同居者の状況

自殺者の同居人について、平成 26 年から令和元年までの 6 年間の平均値をみると全国に比べて「同居者あり」の割合が高く、76.3%となっています。

■自殺者の同居者のいる割合

(単位：%)

区分 \ 年		H26	H27	H28	H29	H30	R1	6ヶ年平均
「同居者あり」 の割合	国	68.9	68.2	67.5	67.2	66.8	65.6	67.4
	市	100.0	100.0	75.0	100.0	0.0	83.0	76.3



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(6) 自殺の原因・動機

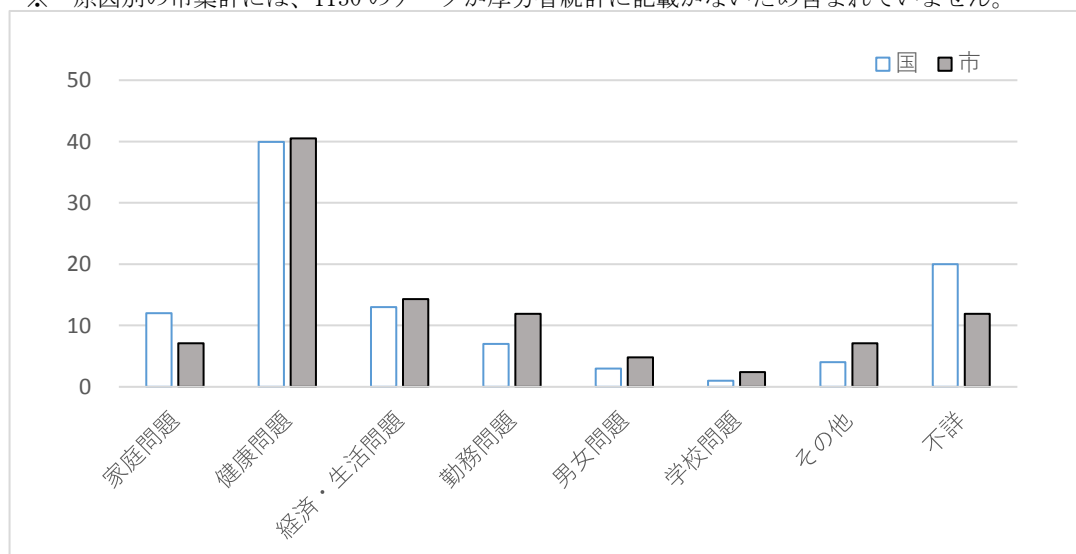
平成 26 年から令和元年までの自殺の原因・動機についてみると、大川市では「健康問題」が 40.5%と最も多くなっています。

■自殺の原因・動機別割合(6ヶ年平均)

(単位：%)

区分 \ 原因		家庭問題	健康問題	経済生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
原因別 割合	国	11.8	39.7	13.0	7.3	2.8	1.3	4.2	20.0
	市	7.1	40.5	14.3	11.9	4.8	2.4	7.1	11.9

※ 原因別の市集計には、H30 のデータが厚生省統計に記載がないため含まれていません。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(7) 自殺者の特徴と危機経路

自殺総合対策推進センター作成の「地域自殺実態プロファイル 2020」では、下表のように本市の自殺の特徴について、性・年代等の特性と背景にある主な自殺の危機経路を明らかにし、今後重点的に取り組むべき課題は、『勤務・経営』『高齢者』『生活困窮者』『無職者・失業者』としています。

■地域の自殺の特徴

大川市の自殺者数は平成 27～令和元年合計 26 人（男性 22 人、女性 4 人）

■地域自殺実態プロファイル 2020【本市の主な自殺の特徴】

（特別集計*1（自殺日・居住地、H27～R1 年合計））

上位 5 区分*2	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対) *3	背景にある主な自殺の危機経路*4
1 位:男性 40～59 歳有職同居	8	30.8%	46.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位:男性 40～59 歳無職同居	3	11.5%	137.7	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3 位:男性 60 歳以上無職同居	3	11.5%	19.2	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
4 位:女性 60 歳以上無職同居	3	11.5%	11.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位:男性 40～59 歳有職独居	2	7.7%	150.6	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺

- * 1 特別集計は、警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）において作成したものです。
- * 2 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。
- * 3 自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。
- * 4 「背景にある主な自殺の危機経路」の欄は、NPO 法人ライフリンクが行った自殺実態白書 2013 を参考に、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

2 アンケート調査からみる本市の現状

本市では、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を改訂するにあたり、市民のこころの健康に関する実態や課題等を把握し、こころの健康対策や自殺予防対策の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査（『地域福祉の推進に関する市民アンケート調査』問 34～37）を実施しました。

【調査対象】 15 歳以上の市民から無作為抽出した 1,500 名

【調査期間】 平成 31 年 1 月

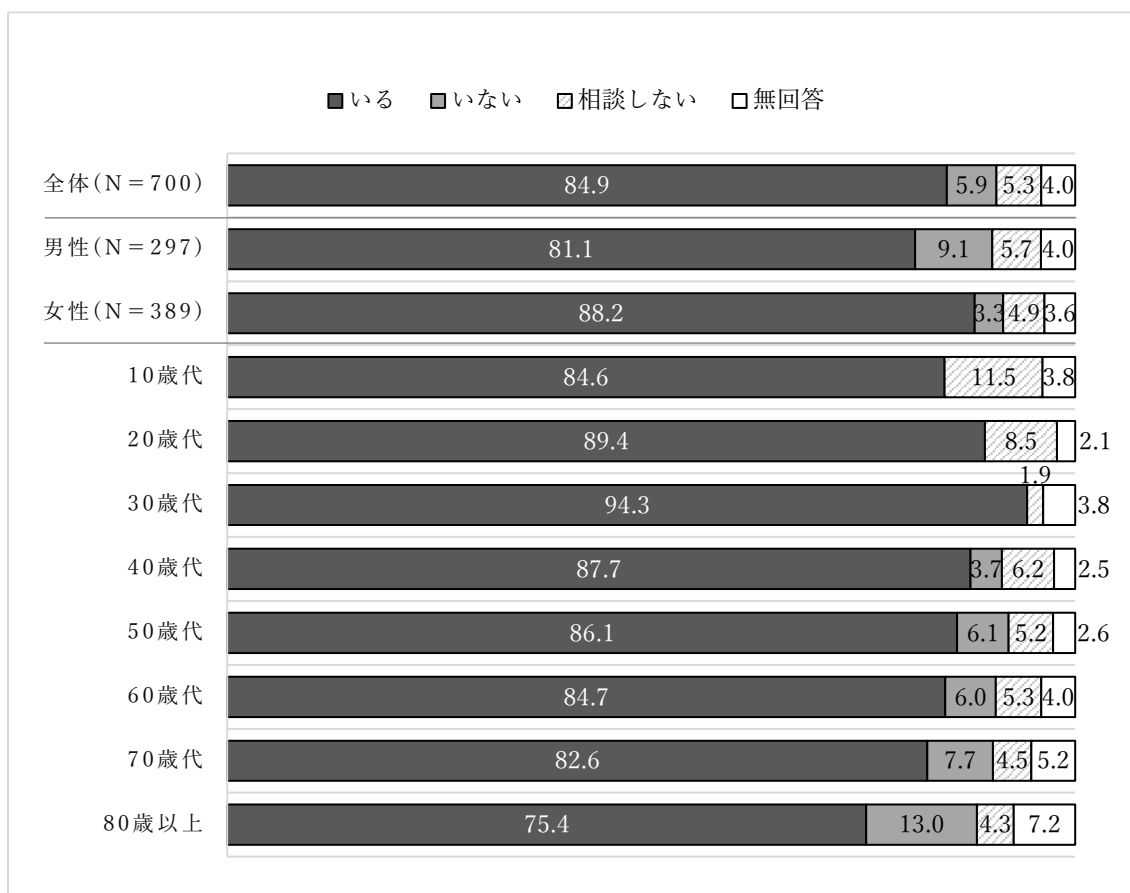
【回収人数】 700 票（回収率：46.7%）

（1）相談相手の有無

相談相手がいる人は全体の約 85%で、男女別でみると女性より男性の方が「相談相手がない」と回答された割合が高くなっています。年齢別にみると 10 歳代、20 歳代では「相談しない」の割合が高く、年齢が上がるにつれて「相談相手がない」と回答された比率が高くなる傾向があります。

■ 男女別・年齢別相談相手の有無

（単位：％）



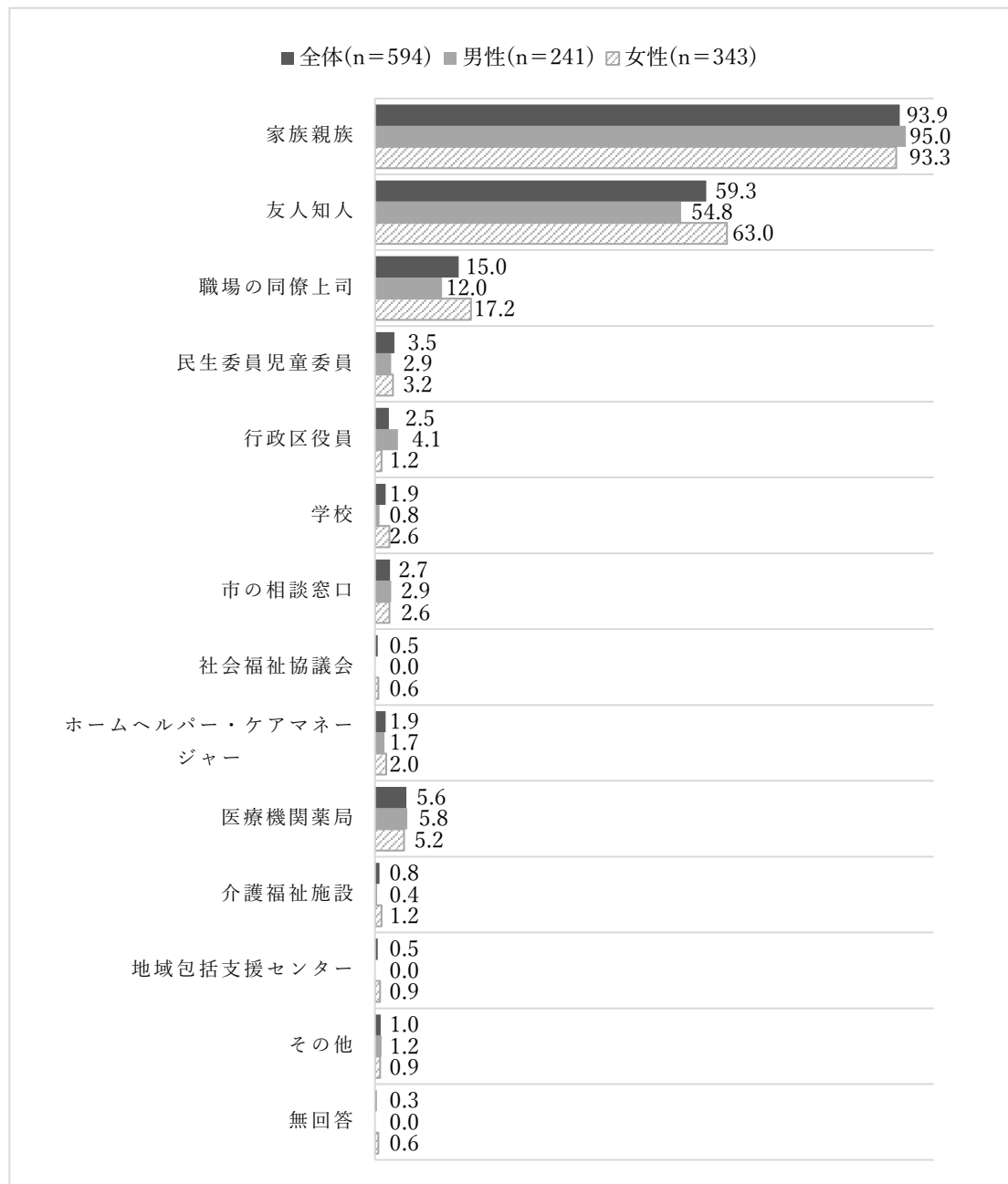
(2) 相談相手や相談先

相談相手については、「相談相手がいる」と答えた人の約94%が「家族親族」をあげており、次いで「友人知人」「職場の同僚上司」の順で多くなっています。

男女別でみると、男性より女性の方が「友人知人」や「職場の同僚上司」に相談する割合が高くなっています。

■ 男女別の相談相手(複数回答)

(単位：%)



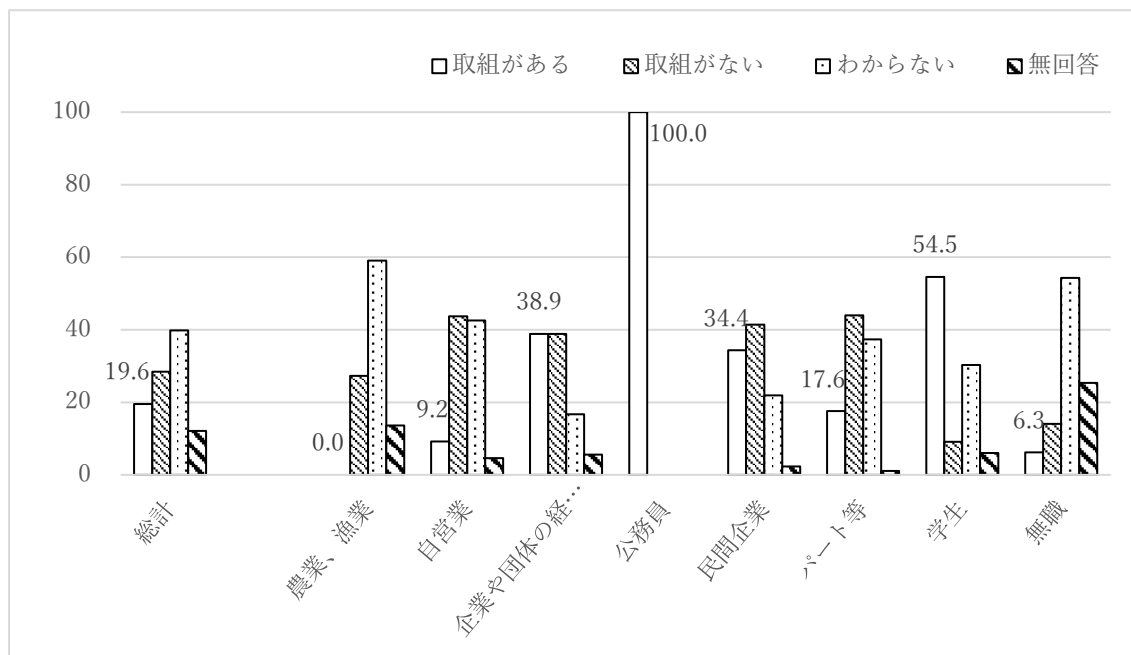
(3) 職場や学校でのこころの健康対策としての取り組みの有無

国の地域自殺実態プロファイルでは、全国的に 50 人未満の小規模事業所のメンタルヘルスの取組に遅れがあるとの指摘がなされています。

小規模な事業所の多い本市においても「取組がある」との回答は、19.6%と低く、公務員、学生を除き低い傾向にあります。

■ こころの健康対策としての取り組みの有無(職業別)

(単位：％)

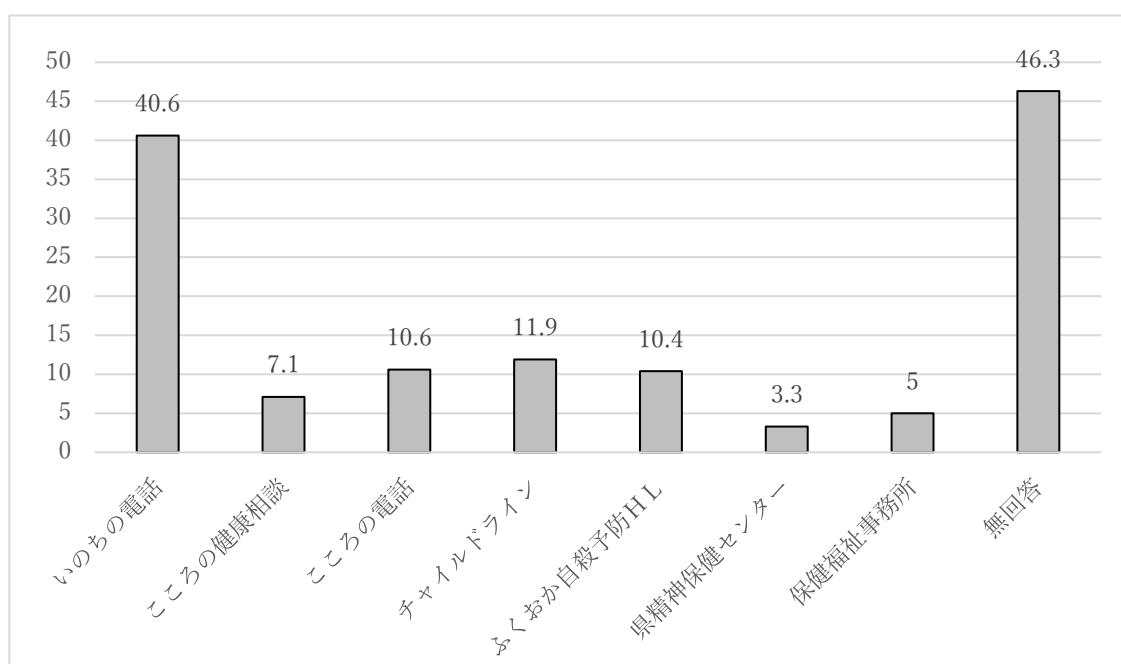


(4) こころの健康や自殺対策の相談窓口の認知度

相談窓口の認知度は、「いのちの電話」が最も多く、次いで「チャイルドライン」「こころの電話」の順に多くなっています。

■ こころの健康や自殺対策の相談窓口の認知度割合(複数回答)

(単位：％)



(5) 今後、必要と考える対策

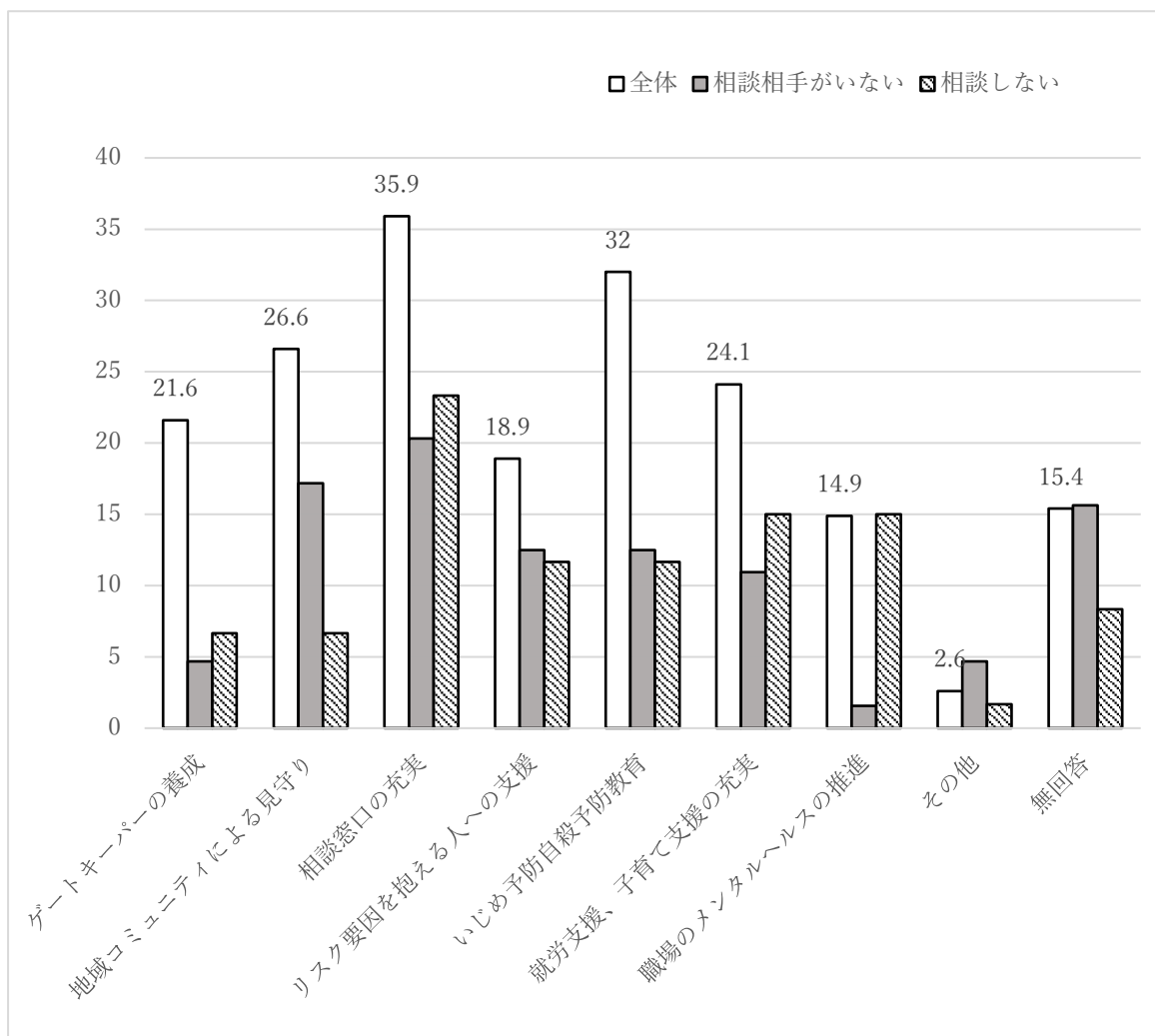
全体としては、「相談窓口の充実」、「いじめ予防自殺予防教育」、「地域コミュニティを通じた見守り」の割合が高くなっています。

なお、相談相手がいない、相談しないと回答した方についても、「相談窓口の充実」の割合が高くなっています。

■今後必要と考える対策

(サンプル全体、相談相手がいない、相談しない:複数回答)

(単位：%)



3 現状からみえる課題

統計データやアンケート調査の結果から本市の現状を踏まえ、自殺対策の課題について整理すると、次のとおりです。

(1) 地域の支え合い・見守りの強化

本市の自殺者は、全国に比べて40歳代から60歳代の男性が多くなっています。それらの原因・動機を見ると、健康問題によるものが多い状況ですが、健康問題の中でも特に精神疾患の背景には「勤務問題」「経済・生活問題」「家庭問題」など、中高年男性が抱える様々な問題が考えられます。しかし、アンケート調査では、相談相手がいない割合は男性が高く、女性よりも男性の方が相談しない、または相談しにくいことが予想されます。また、アンケート調査では、今後必要な対策として地域コミュニティによる見守りが上位に挙げられています。同居家族がいるにもかかわらず、相談できないまま自殺に至るケースもみられ、地域住民の見守りにより相談支援者につなぐことで問題の解決も可能となる場合もあることから、日頃の地域の支え合い、見守り等の取組を進めていくことが求められます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺は何の前触れもなく起きるのではなく、誰かに向かってサインが発せられています。健康状態や経済的な問題、生活上の問題、友人や家族関係などの問題を抱え、悩んでいる人のサインにいち早く気づき、相手のところに寄り添いながら傾聴し、相談窓口につなぐゲートキーパーを幅広く養成していく必要があります。

ゲートキーパーは、保健、福祉等の分野に関わる人だけでなく、行政の各窓口職員や、地域の民生委員児童委員をはじめ市民にもその役割が求められます。自殺の実態や現状について市民一人ひとりに周知し、気づき、寄り添い、支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。

(3) 市民への啓発の充実

アンケート調査では、職場や学校でこころの健康対策としての取組が行われているのは約2割にとどまっており、さらに、こころの健康や自殺対策の相談窓口について知らない（無回答）人が半数弱いることがわかりました。

地域自殺実態プロファイルでは、勤務・経営されている人、無職・失業による生活困窮者、高齢者への対策を重点的に取組む必要があると分析されています。このような対象者が、1人で悩んだりストレスを抱え込むことが無いよう、今後、自殺対策に関する周知・啓発活動を進めていくにあたっては、対象者に合わせた効果的な啓発方法を検討することが求められます。

(4) 自殺対策に向けた支援体制

統計データでの自殺の原因・動機や職業などから、自殺者には健康問題や経済的な問題、勤務上の問題について悩みがあることがうかがえます。

本市はこれまでも、心身の健康維持、増進に関する取組や生活困窮者等への相談、支援などを行ってきました。今後は、総合的な相談・支援体制の整備や、社会から孤立しがちなひきこもりや高齢者等に対する居場所やネットワークづくり、無職者に対する就労支援の取組などの個別の対応を強化していくとともに、税金・水道料・公営住宅等の収納窓口で個別に把握した生活困窮状況について、その窓口のみでの個別対応をはかるのではなく、支援機関が連携することによって複数の悩みがある相談者に対して適切に対応しながら、生きるための阻害要因を減らしていくことが求められます。

同時に、人と人とのつながりの創出や健康づくり、生きがいつくりなどの取組を強化することで生きることの促進要因の増加を図り、生きるための包括的な支援を行っていく必要があります。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない大川市の実現

～ いのち支え合う地域を目指して～

国の自殺総合対策大綱における基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」及び「第2次大川市地域福祉計画」における基本目標である「いのちを支える地域づくり」を踏まえ、本計画では、『誰も自殺に追い込まれることのない大川市の実現～いのち支え合う地域を目指して～』を基本理念として、自殺対策に取り組みます。

自殺の背景には、経済・仕事、健康、家族間の問題、学校など様々な課題が複合的に影響しているものと思われます。これらの複合的な課題に対応するため、包括的な「支援」により個々の課題を解決し、みんなで生きることを支える地域づくりを推進していきます。

2 基本認識

大川市では自殺総合対策大綱に沿って、次の基本認識に基づいて取り組みます。

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感からの「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

3 基本方針

国の大綱における基本認識及び基本方針、大川市の現状と課題及び基本理念を踏まえ、基本方針として以下の4つを掲げます。

(1) 生きることの包括的な支援

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。

(2) 関連分野との有機的な連携強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。このため、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む様々な分野の施策、関係者と密接に連携した包括的な取組が重要です。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、いじめ、差別等、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有を図ります。

加えて、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度については自殺対策と共通する部分が多いため両取組を一体的に展開していくとともに、必要とする人が適切な精神保健医療福祉サービスを受けることができるように、精神科医療、保健、福祉等の各施策との連携を図ります。

(3) 段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルに応じた対策を連動させることで、自殺対策を総合的に推進します。また、時系列的には、自殺の危険性が低い段階で対応を行う「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の各段階において施策を講じます。

また、自殺の事前対応の更に前段階での取組として、学校において、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。

(4) 正しい知識の普及・啓発

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発する不眠や原因不明の体調不良などのサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

4 数値目標

国では、大綱において、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）を平成27年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とする数値目標を掲げています。

また、福岡県自殺対策計画では、令和4年までに平成28年と比べて19%以上減少させ、14.4以下とする数値目標を掲げています。

本市では、今後10年間の市の取組を確実に遂行していくため、計画期間内に達成すべき目標として、下記の数値目標を設定します。

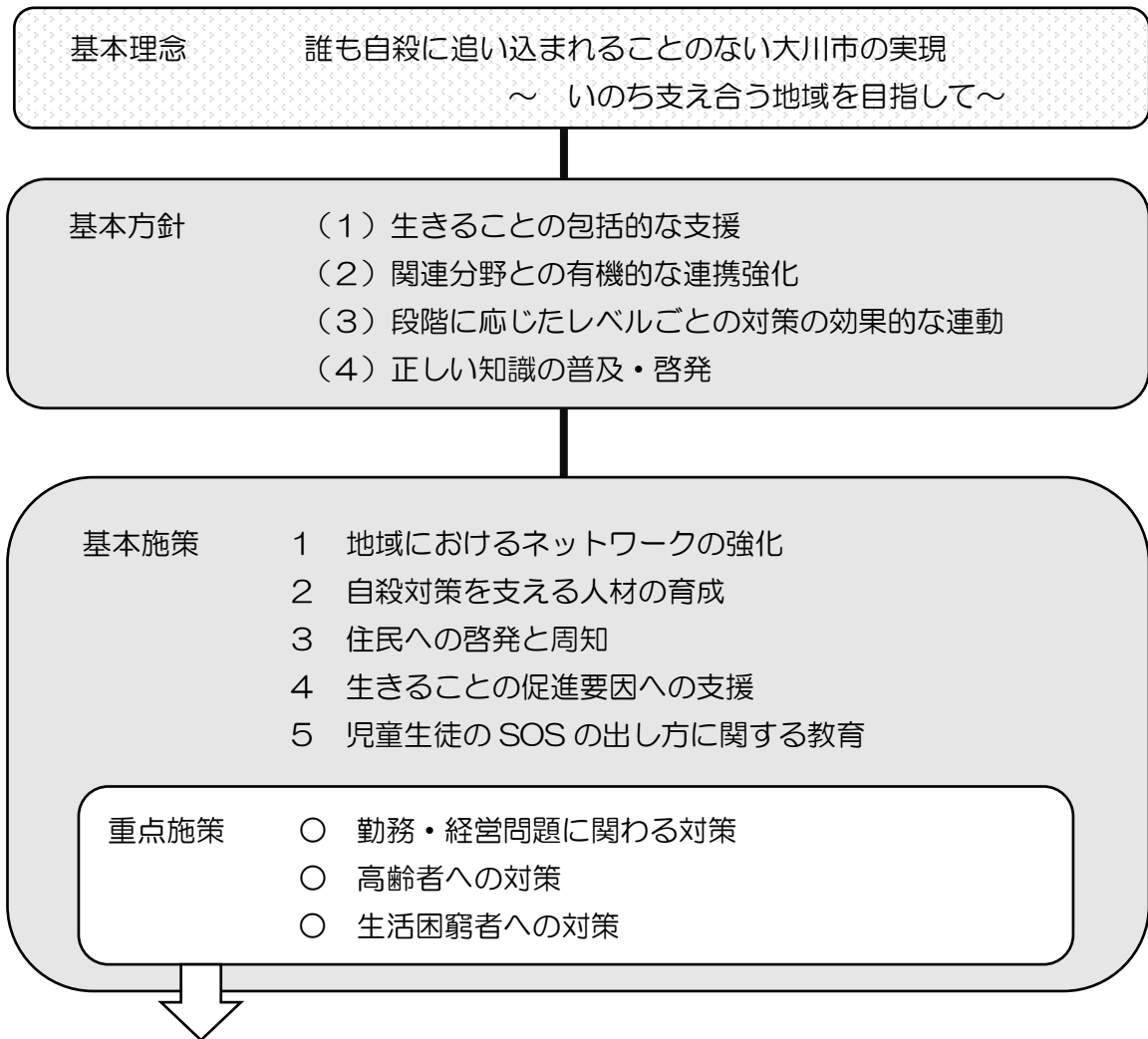
最終目標として「誰も自殺に追い込まれることのない大川市（＝自殺者ゼロ）」の実現を目指します。

【目標：直近5年間の自殺者年間平均人数と自殺死亡率を20%以上下回る】

指標	基準値 (平成27～令和元年)	目標値 (令和7～11年)
5年間の年間平均 自殺死亡者数	5.2人	4人
5年間の年間平均 自殺死亡率	14.7	11.7以下

5 施策体系

国が作成する「地域自殺実態プロファイル」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」と、本市において特に重点的な取組が必要とされている3つの重点対象者に対する「重点施策」で構成します。



本市の自殺におけるデータの特徴や傾向から、「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」に対しての対策が重要であり、それぞれの問題に応じた多様な視点で「生きることの促進要因」を増やし、自殺のリスクを低下させ、自殺者の減少につなげます。

第4章 自殺対策における取組

1 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

【施策の方向性】

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、地域の実情に応じた効果的な活動を展開できるよう民生委員・児童委員をはじめ、地域の団体や機関、事業所など他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等との連携・協力を強化していきます。

【主な施策（事業）】

（1）地域の団体や機関などとの連携・協力

事業名	事業内容	重点施策
要保護児童対策地域協議会の運営	児童福祉法に基づき、関係機関等で必要な情報の交換、支援に関する協議を行い、要保護児童の適切な保護または要支援児、特定妊婦への適切な支援を図ります。 【子ども未来課（モッカランド）】	
地域福祉計画の推進	地域共生社会の実現に向けて、生きることの包括的支援という視点で地域福祉を推進します。 【福祉事務所】	◎勤務経営 ◎高齢 ◎生活困窮
民生委員児童委員協議会事務	地域で困難を抱えている人の見守り役、身近な相談役として活動する民生委員・児童委員の活動を支援します。 【福祉事務所】	
障害者自立支援協議会の開催	地域におけるネットワークの構築、社会資源の開発、困難事例の検討を通じて、障がいのある人並びにその家族の生きることの包括的支援に努めます。 【福祉事務所】	
健康づくり推進協議会の開催	メンタルヘルスを含めた健康課題の抽出とその解決に向け、関係機関との連携を図ります。 【健康課】	
地域学校協働活動事業	地域と学校・家庭が連携し、学習支援活動や体験活動などを通じて、子ども達のたくましく生きる力を育むことに努めます。 【生涯学習課】	

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

【施策の方向性】

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基盤となる重要な取組です。様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象とした研修等を開催することで、地域において支え手となる人材を育成していきます。

【主な施策（事業）】

（1）ゲートキーパーの養成

事業名	事業内容	重点施策
ゲートキーパー養成講座	市民や市職員、保健・福祉・教育・労働分野の相談支援にあたる専門職等を対象とした研修の機会を活用し、こころの健康について理解を深め、自殺リスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成します。 【福祉事務所】	◎勤務経営 ◎高齢 ◎生活困窮

（2）専門的な相談員の養成

事業名	事業内容	重点施策
自殺対策研修会への参加	福岡県精神保健福祉センター等が実施する「自殺対策研修会」に参加し、自殺対策に携わる職員の資質向上をはかります。 【福祉事務所】	◎勤務経営 ◎高齢 ◎生活困窮
認知症サポーター養成講座	認知症に関する知識と理解を持ち、本人や家族の見守りを行うとともに、自殺リスクへの気づき役や関係機関へのつなぎ役となるサポーターの育成を図ります。 【健康課】	◎高齢

基本施策3 住民への啓発と周知

【施策の方向性】

行政としての市民との様々な接点を活かして相談窓口等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで市民が自殺対策やこころの健康について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

【主な施策（事業）】

（１）自殺対策への知識の啓発と周知

事業名	事業内容	重点施策
男女共同参画推進事業	様々なハラスメントの防止について、市報への掲載やポスターの掲示等により、広く啓発していきます。また、ＬＧＢＴＱなど性の多様性や性差に関する理解の促進を図るなど、男女がそれぞれの人権を尊重し安心して暮らしていけるような社会を目指し意識啓発を推進していきます。 【企画課】	
人権教育・啓発活動	人権教育に関する講演会などで、自殺と関連性があるいじめや差別等の問題を取り上げるなど、あらゆる人権問題に対する理解促進を図ります。 【生涯学習課】	
自殺対策関連啓発事業	自殺予防週間（９月）及び自殺対策強化月間（３月）に合わせ、広報誌掲載や横断幕・ポスター掲示を通じて、周知・啓発を行います。 【福祉事務所】	◎勤務経営 ◎高齢 ◎生活困窮

（２）相談窓口の周知

事業名	事業内容	重点施策
相談窓口の周知	ホームページやリーフレット等を活用し、情報へのアクセスし易さに配慮しながら、電話・メール・SNS等多様な相談窓口や自殺予防対策に関する情報を周知します。 【福祉事務所】	◎勤務経営 ◎高齢 ◎生活困窮

（３）こころの健康の啓発と周知

事業名	事業内容	重点施策
健康ガイドブックの配布	こころの健康相談窓口を掲載した健康ガイドブックを全戸配布することにより、市民に対する周知・啓発を図ります。 【健康課】	

基本施策4 生きることの促進要因への支援

【施策の方向性】

自殺を防ぐためには、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすための取組を行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。心身の健康問題に対する総合的な相談・支援体制の整備や、社会から孤立しがちな方に対し孤立を防ぐための居場所やネットワークづくり、人と人とのつながりや日々の生活における生きがいづくりなど、「生きることの包括的な支援」の強化につながる取組を進めます。あわせて、相談業務にあたる関係者をケアする体制を整えます。

【主な施策（事業）】

（１）生きることの包括的な支援体制づくり

①育児に悩む保護者の孤立化を防ぐため、新生児訪問等を行いながら産後うつへの対応に取り組めます。

事業名	事業内容	重点施策
母子保健事業	母子手帳交付、産後ケア事業、新生児訪問、乳幼児健診等を通して、乳幼児およびその母親の相談に応じ、健康の保持及び増進を図ります。 【子ども未来課（モックランド）】	
家庭児童相談員の配置	子育てに関する相談対応や情報提供を行い、孤立しがちな家庭における適切な児童教育、児童の福祉の向上に努めます。 【子ども未来課（モックランド）】	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換を促進する場を提供し、子育ての不安感等を緩和します。 【子ども未来課（モックランド）】	
学童保育所運営事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学生について、放課後・土曜・長期休業中に適切な遊び、生活の場を提供します。 【子ども未来課】	
児童扶養手当支給事務	高校卒業までの子どもがいるひとり親家庭を対象に、生活の安定を図り自立を促進するため手当を支給します。 【子ども未来課】	
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の子どもがいる保護者を会員として、児童の預かりを希望する保護者と援助する者との連絡調整を行い、育児負担の軽減を図ります。 【子ども未来課（モックランド）】	

事業名	事業内容	重点施策
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭の総合的な相談窓口として、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。 【子ども未来課】	
こんにちは赤ちゃん事業	子育ての孤立化を防ぐため、家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。 また、支援が必要な家庭を適切なサービス提供へとつなぎ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 【子ども未来課（モックランド）】	
養育支援訪問事業	子どもの養育について支援が必要な家庭を訪問し、指導や助言等を行うとともに、支援を行う関係機関等との連携を強化します。 また、子育てアシスト訪問事業として、産前産後の家庭等に家事援助等を行います。 【子ども未来課（モックランド）】	
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等において宿泊を伴う保育等を行います。 【子ども未来課（モックランド）】	
家庭教育学級支援	若い世代の保護者に対して子育てに関する研修等を行います。 【生涯学習課】	

②介護を必要とする高齢者への相談支援体制の周知やその家族への介護負担を減らす等の支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	重点施策
在宅医療介護連携推進事業	医療・介護の関係機関と連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を目指します。 【健康課】	◎高齢
介護保険サービス支給事務	サービス支給により介護の必要な方がその能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支援し、介護負担の軽減も図ります。 【健康課】	◎高齢
高齢者虐待防止事業	高齢者に対する虐待相談に応じ、迅速に対応します。 また、事業所職員向けの研修会や虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関と連携して虐待防止に努めます。 【健康課】	◎高齢

事業名	事業内容	重点施策
高齢者への総合相談事業	地域包括支援センターにおいて相談支援を行い、自殺リスクの高い高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を行います。 【健康課】	◎高齢
配食サービス事業	一人暮らしの高齢者や障がい者への弁当宅配を通じて、変わった様子がないか等、安否確認を行います。 【健康課】	◎高齢
緊急通報システム設置事業	一人暮らしの高齢者の安否確認等を通じて、問題を抱える高齢者の早期発見と早期対応につなげます。 【健康課】	◎高齢

③障がい者への相談支援体制の周知や障がい者の家族への介助負担を減らす等の支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	重点施策
障害者虐待防止事業	障がいのある人からの虐待相談に応じ、迅速に対応します。また、事業所職員向けの研修会や虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関と連携して虐待防止に努めます。 【福祉事務所】	
障害者基幹相談支援センター事業	障がいのある人や関係機関からの相談に対して、必要な情報提供及び助言を行うとともに、自殺リスクを抱えた方については関係機関と連携して包括的な支援を行います。 【福祉事務所】	
障害者相談支援事業	委託事業所にて障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言・援助等を行います。 【福祉事務所】	
障害福祉サービス・地域生活支援事業支給事務	障害児者の能力や適性に応じて、就労や日中活動、在宅生活の支援、共同生活の場の提供など、自立した生活や社会参加を支援します。 【福祉事務所】	

④市民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、子ども・若者向け自殺対策の推進、生活困窮への支援、雇用・経営問題に関わる自殺対策を推進します。

事業名	事業内容	重点施策
無料法律相談	弁護士による専門的な法律相談を行い、複合的で深刻な問題による自殺リスクを抱えた相談者など、誰もが相談できるよう支援します。 【総務課】	◎勤務経営 ◎高齢 ◎生活困窮
市民相談	身近な相談窓口として、日常生活の中で起こるさまざまな問題について市民の相談に応じます。 【総務課】	
市税滞納者に対する納付推進事業	市税滞納者からの納付相談に応じるとともに、困窮状況を聞き取り、必要に応じて関係機関と連携するなど適切な納付支援を行います。 【税務課】	◎生活困窮
医療費助成（子ども、ひとり親、重度障がい者）	各種医療費助成を受けるための相談や申請の受付を行い、生活困窮等の問題の早期発見と対応を行います。 【市民課】	
健康相談	こころと体の健康に関する悩みに関して、保健師、管理栄養士等が個別相談に応じたり、必要な助言をすることで自殺リスクの軽減を図ります。 【健康課】	
特定保健指導	特定保健指導を実施し、市民の生活習慣の改善を促し、健康増進を図ります。 【健康課】	
各種検診の実施	市民へ健康診断の機会を提供することで病気の早期発見に努めます。 【健康課】	
災害時要支援者台帳の整備	高齢者など、災害時の避難行動に支援が必要な方々に名簿登録してもらい、その情報を地域と共有することで普段からの見守りに活かします。 【福祉事務所】	◎高齢
災害見舞金事業	災害の被災者や遺族に対して見舞金及び弔慰金を支給し、応急的な生活支援を行います。 【福祉事務所】	
生活困窮者自立支援事業	様々な理由で生活に困っている方からの相談に対して、各種機関と連絡調整しながら課題を整理し、寄り添った支援をすることで、自殺リスクの軽減を図ります。 【福祉事務所】	◎生活困窮

事業名	事業内容	重点施策
生活保護各種扶助事務	経済的に困っている人に対し、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。 【福祉事務所】	◎生活困窮
ひきこもり相談	ひきこもりに関する相談を受け、一人ひとり状況に応じた支援を行います。 【福祉事務所】	
DV 相談事業	配偶者等からの暴力に対する相談支援業務を行います。 【子ども未来課（モッカランド）】	
消費生活相談事業	消費者被害に関する相談に応じるとともに、必要な場合は専門機関を紹介します。 【インテリア課】	
中小企業経営支援事業	融資や助成金等の支給により、個人事業主や中小企業に対して様々な支援を行います。 【インテリア課】	◎勤務経営
労働問題相談	勤労者の賃金や労働環境等における相談に応じるとともに、必要な場合は専門機関を紹介します。 【インテリア課】	◎勤務経営
市営住宅管理、運営事業	市営住宅への入居にあたり、生活に困窮する方に対して低廉な家賃で賃貸するなどの支援を行います。 【都市計画課】	◎生活困窮
市営住宅家賃滞納整理対策事業	家賃滞納者に対して、困窮状況を聞き取り、必要に応じて関係機関と連携するなど適切な納付支援を行います。 【都市計画課】	◎生活困窮
水道料金滞納者に対する納付推進事業	水道料金滞納者に対して、困窮状況を聞き取り、必要に応じて関係機関と連携するなど適切な支援を行います。 【上下水道課】	◎生活困窮
就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費の援助を行います。 【学校教育課】	◎生活困窮

事業名	事業内容	重点施策
通学合宿事業	小学生を対象に、親元を離れ共同生活を送ることで子ども達の生きる力を身に着けるための活動を支援します。 【生涯学習課】	

(2) 楽しみ・生きがいづくり

事業名	事業内容	重点施策
各種介護予防事業	介護予防事業を通して、参加する高齢者同士の交流と生活機能の向上等を目指します。 【健康課】	◎高齢
認知症カフェの実施	認知症の当事者や家族が、悩みを共有したり情報交換の場を提供することで、当事者の不安解消と介護者の負担軽減を図ります。 【健康課】	◎高齢
生涯学習講座	市民を対象とした様々な講座・研修会を開催し、学習の機会を提供します。 【生涯学習課】	

(3) 自殺対策の担い手・関係者に対する心のケアの促進

事業名	事業内容	重点施策
職員メンタルヘルス健診	ストレスチェックやカウンセリングにより市職員のメンタルヘルスの不調を未然に防ぎます。 【人事秘書課】	

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【施策の方向性】

児童・生徒が今後社会において様々な困難や問題に直面した際の、対処法を身につけることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施します。また、児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、不登校の早期発見と早期対応、復帰に向けた継続的な支援に取り組むとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応、再発予防を図ります。

【主な施策（事業）】

（1）児童・生徒への支援の充実

事業名	事業内容	重点施策
適応指導教室	不登校の児童生徒の居場所を提供するとともに、様々な課題を抱えた児童生徒の復学に向けた支援を行います。 【学校教育課】	
教育相談室	児童生徒が学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供し、早期の問題発見・対応に努めます。 【学校教育課】	
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置	関係機関等と連携し、問題を抱える児童生徒やその家庭の状況に応じた支援を行い、不安解消を図ります。 【学校教育課】	

（2）SOSの出し方に関する教育の推進 （3）命の大切さについての学習

事業名	事業内容	重点施策
福祉教育の推進	児童生徒に対しSOSの出し方教育を行うことで、自ら助けを求めることができる能力を醸成します。 【学校教育課】	

2 基本施策の評価指標

項目		現状	令和 11 年度 までの目標
施策 1	地域の団体や関係機関を対象とした ゲートキーパー養成者数	—	150 人増
施策 2	ゲートキーパー養成講座の開催回数	—	年 1 回以上
施策 3	いのちの電話等の相談窓口を知って いる人の割合	40.6%	60%
	広報紙での啓発	年 1 回	年 1 回以上
施策 4	自殺対策連絡会議開催数（庁内）	—	年 1 回
施策 5	命の大切さを学ぶ授業の実施校数	小・中学校全校	継続

第5章 推進体制及び関連窓口

1 協働による計画の推進

自殺対策は、家庭や学校、企業、地域などの社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、各分野の関係者の連携と協力のもとに効果的な施策を推進していく必要があります。計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

本市の自殺対策では、「市民」「地域」「社会福祉協議会」の、それぞれの主体が取り組むことを以下のように考えます。

(1) 市民一人ひとりが心がけること、または取り組むこと

自殺言動のある方がいた場合、関係機関へつなぎます。
こころの健康に関心を持ち、生きがいを見つけるよう心掛けます。
悩みを一人で抱え込まずに相談します。命の大切さについて考えます。

(2) 地域全体で取り組むこと

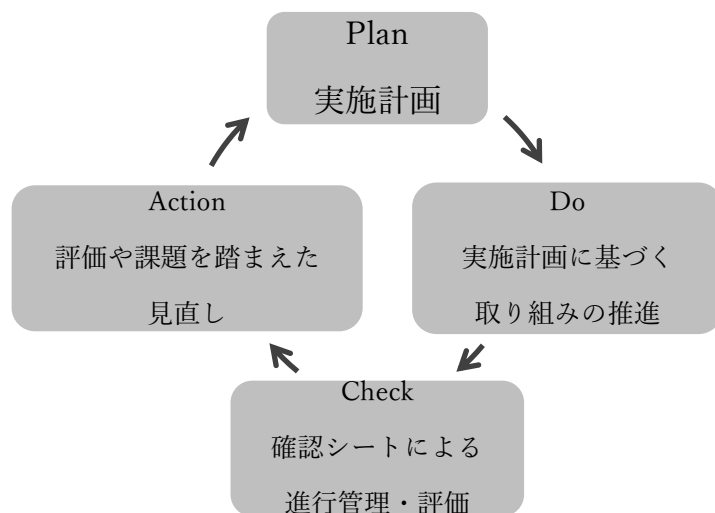
自殺言動のある方の情報提供を関係機関へ行います。
こころの健康についての講座等の開催を検討します。
自殺言動のある方について、相談窓口につなぎます。
悩みを持っている子どもに耳を傾け、相談窓口を教えます。

(3) 社会福祉協議会が取り組むこと

誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。
行政と連携を取りながら専門的な知識をもつ人材を育成していきます。
行政と連携して、相談窓口を整備・周知します。
自殺リスク要因を減らすための情報提供、相談窓口を充実します。

2 計画の評価・見直し

計画の推進にあたっては庁内関係課（基本施策に関連する部署）と連携を強化し、生きることを支えるための支援を包括的に推進していきます。また、本計画の取組状況については、庁内連絡会議において、毎年、実施状況を把握しながら計画の適切な進行管理に努めます。



3 相談窓口一覧

自殺予防（生きるのがつらい、家族や友人が心配）

- ふくおか自殺予防ホットライン _____ TEL：092-592-0783
※24 時間 365 日対応
- 福岡いのちの電話 _____ TEL：092-741-4343
※24 時間 365 日対応
- いのちの電話インターネット相談 _____ いのちの電話の相談ホームページ
※メールでの相談を受け付けます
- 自死問題支援者法律相談（福岡県弁護士会） _____ TEL：092-741-3210
※月曜日から金曜日、9 時から 16 時土・日・祝日のぞく
※ご家族等の支援者の方に対し、法律相談に無料で応じます

うつ病など、心の病に関する悩みアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症 ひきこもり・不登校など青少年の心の悩み

（注）窓口により相談内容が若干異なります。

- 福岡県精神保健福祉センター _____ TEL：092-582-7500
- 南筑後保健福祉（環境）事務所 _____ TEL：0944-72-2176
※（共通）月曜日から金曜日、8 時 30 分から 17 時 15 分

心の悩み・心の健康

- 心の電話 _____ TEL：0942-36-1313
※月・水・金曜日、13 時から 16 時
- 心の健康相談電話 _____ TEL：092-582-7400
※月曜日から金曜日、9 時から 12 時、13 時から 16 時

自死遺族

- 福岡県精神保健福祉センター _____ TEL：092-582-7500
※月曜日から金曜日、8 時 30 分から 17 時 15 分
- 自死遺族法律相談（福岡県弁護士会） _____ TEL：092-738-0073
※第 1 水曜日、13 時から 16 時

生活困窮に関する相談

- 大川市福祉事務所 保護係（生活保護相談） TEL：0944-85-5534
- 大川市福祉事務所 生活困窮者自立支援相談窓口 TEL：0944-85-5507

こどもに関する相談

- 大川市子育て支援総合施設 モッカランド TEL：0944-32-8585
※月曜日、水曜日から日曜日、8時30分から17時15分
- 大川市教育相談室 TEL：0944-87-7970
※（共通）月曜日から金曜日、8時30分から17時15分

高齢者に関する相談

- 大川北地域包括支援センター TEL：0944-88-1010
- 大川東地域包括支援センター TEL：0944-88-9231
- 大川南地域包括支援センター TEL：0944-89-2525
- ※お住まいの地区の担当事業所に相談ください
- 大川市健康課高齢者支援係 TEL：0944-85-5524
※（共通）月曜日から金曜日、8時30分から17時15分

障がい・ひきこもりに関する相談

- 大川市障害者基幹相談支援センター TEL：0944-85-5532
※月曜日から金曜日、8時30分から17時15分

DV相談

- 大川市子育て支援総合施設 モッカランド TEL：0944-32-8585
※月曜日、水曜日から日曜日、8時30分から17時15分

心身の健康に関する相談

- 大川市健康課（保健センター） TEL：0944-86-8450
※毎週月曜日、9時から11時30分

参考資料

大川市自殺対策連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 庁内の緊密な連携を確保し、自殺対策に横断的に取り組むことにより、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、大川市自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）大川市における自殺対策事業等の推進に関すること。
- （2）自殺対策に関する情報の共有及び収集に関すること。
- （3）自殺対策計画の策定及び推進管理等に関すること。
- （4）その他自殺対策に関する必要な事項の調整に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、副市長、教育長、福祉事務所長、人事秘書課長、健康課長、子ども未来課長、インテリア課長、学校教育課長をもって構成する。

（会議）

第4条 会長は、副市長とし、副会長は、教育長とする。

- 2 連絡会議は、会長が招集し、主宰する。
- 3 会長は、連絡会議委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

（補則）

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

大川市自殺対策実施計画

令和3年11月

発行／大川市福祉事務所
福岡県大川市大字酒見256-1

TEL (0944) 85-5532／FAX (0944) 86-8483